

# 田原市バス利用環境改善事業補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、乗合バス事業者によるバス待合環境の整備に係る取組を支援し、住民の生活に不可欠な地域公共交通の確保・維持・改善を図るために交付する田原市バス利用環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) バス待合所 乗合バス事業者が運行するバス路線のバス停留所における公衆用の待合施設であつて、待合室、上屋等の施設をいう。

## （補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、田原市内を運行する乗合バス事業者とする。

## （補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が運行するバス路線のバス停留所におけるバス待合所（附帯設備を含む。）の新設又は更新に係る事業とし、次に掲げるものとする。

- (1) バス待合所
- (2) バス待合所に附帯するベンチ
- (3) バス待合所又はバス停標識に附帯する照明設備
- (4) バス待合所に附帯する駐輪用ストッカー
- (5) バス停標識
- (6) その他バス利用環境の改善に資するもの

## （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が行う補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 建設工事費
- (2) 備品購入費
- (3) 建設に伴う土地造成費
- (4) 設置費、既存物の撤去・廃棄費
- (5) 補助金対象事業に係る設計委託費
- (6) 官公庁等への申請費（建築確認申請手数料、電力会社申請料等）

## （補助金の額）

第6条 補助金の額は、当該年度の田原市一般会計予算の範囲内において、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

## （補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、事業の開始前に、田原市バス利用環境改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書（写）及び設計図書
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

### （補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、田原市バス利用環境改善事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付の決定において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

### （補助事業の変更等）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更しようとするときは、速やかに田原市バス利用環境改善事業補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、田原市バス利用環境改善事業補助金変更等決定通知書（様式第4号）により、当該変更申請を行った補助事業者に通知するものとする。

- 3 前条第2項の規定は、前項の変更の交付を決定する場合について準用する。

- 4 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに田原市バス利用環境改善事業補助金事業中止届（様式第5号）により、市長に届けなければならない。

### （実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、田原市バス利用環境改善事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 完了写真（実施前及び実施後）
- (3) 領収書（写）又はそれに準ずるもの（写）
- (4) その他市長が必要と認める書類

### （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、田原市バス利用環境改善事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、市長が補助金の額の確定のために行う現地調査に協力しなければならない。

- 3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額の合計額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と補助金の交付決定を受けた額（変更の交付決定を受けた額を含む。）のいずれか低い額とする。

### （補助金の交付）

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、補助事業者からの田原市バス利用環境改善事業補助金請求書（様式第8号）による請求により、補助金を補助事業者に交付するものとする。

### **(取得財産の制限)**

- 第13条 当該補助事業により補助事業者が整備した財産（以下「補助財産」という。）は、補助事業者が善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して、補助財産を譲渡、交換、貸付、又は処分（以下「処分等」という。）してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定に反して処分等を行うときは、事前に補助財産処分等許可申請書（様式第9号）により市長の許可を得なければならない。ただし、補助財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めたときはこの限りでない。
- 3 市長は、前項に規定する申請書を受領し、内容を審査し、やむを得ない事情を認めるときは、補助財産処分等許可書（様式第10号）を交付するものとする。

### **(補助金の交付決定の取消し及び返還)**

- 第14条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 本要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金交付申請書等提出書類に虚偽の記載をし、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (3) 市長の承認を受けずに補助事業の内容を変更又は補助事業を中止したとき。
- (4) 前条第3項に規定する市長の許可を得ず補助財産の処分等を行ったとき。

### **(補助金の経理等)**

- 第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

### **(その他)**

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 田原市バス利用環境改善事業補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年度田原市バス利用環境改善事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請  
します。

### 記

- 1 事業の名称 田原市バス利用環境改善事業補助金
- 2 事業の内容
- 3 事業の期間 着手（予定） 年 月 日  
完了（予定） 年 月 日
- 4 交付申請額 金 円

### （添付書類）

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）見積書（写）及び設計図書
- （4）現況写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

## 田原市バス利用環境改善事業補助金交付決定通知書

田 第 号  
年 月 日

様

田原市長 ⑩

年度田原市バス利用環境改善事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

### 記

1 補助金の対象となる事業の名称、内容及び実施期間  
年 月 日付けによる申請書のとおり。

2 補助事業に要する経費及び交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
交付決定額 金 円

### 3 補助金の交付条件

- (1) この補助金は、田原市バス利用環境改善事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはいけない。
- (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 田原市バス運行対策費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求める。
- (4) 補助事業の内容を変更するとき又は中止するときは、速やかに市長の指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の実施に当たり必要があるときは、土地所有者の承諾及び法令要件を満たすこと。

## 田原市バス利用環境改善事業補助金変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた 年度田原市  
バス利用環境改善事業補助金について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金交付申請額（変更後の総額） 金 円

（添付書類）

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）見積書（写）及び設計図書
- （4）その他市長が必要と認める書類

## 田原市バス利用環境改善事業補助金変更等決定通知書

田 第 号  
年 月 日

様

田原市長 ⑩

年度田原市バス利用環境改善事業補助金について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

### 記

- 変更等の内容
- 変更等の理由
- 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額（変更後の金額） 金 円
- 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第9条関係）

## 田原市バス利用環境改善事業補助金事業中止届

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた 年度田原市  
バス利用環境改善事業補助金について、下記のとおり中止したいので届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 中止の内容
- 3 中止の理由



## 田原市バス利用環境改善事業補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け 田 第 号により交付決定を受けた 年度田原市  
バス利用環境改善事業補助金の事業が完了したので、下記により報告します。

### 記

- |             |    |   |   |   |
|-------------|----|---|---|---|
| 1 補助事業実施期間  | 着手 | 年 | 月 | 日 |
|             | 完了 | 年 | 月 | 日 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金  |   | 円 |   |
| 3 事業費       | 金  |   | 円 |   |

### (添付書類)

- (1) 収支決算書
- (2) 完了写真（実施前及び実施後）
- (3) 領収書（写）又はそれに準ずるもの（写）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

## 田原市バス利用環境改善事業補助金確定通知書

田 第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付で実績報告のあった 年度田原市バス利用環境改善事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| 1 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 交付確定額        | 金 | 円 |

様式第8号（第12条関係）

## 田原市バス利用環境改善補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年度田原市バス利用環境改善事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額  | 金 | 円 |

様式第9号（第13条関係）

## 補助財産処分等許可申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年度田原市バス利用環境改善事業補助金により整備した財産について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由

様式第10号（第13条関係）

## 補助財産処分等許可書

田 第 号  
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで許可申請のあった補助財産について、下記の条件により処分を許可します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由